

# 福祉生活病院常任委員会資料

## (平成28年12月15日)

### [件名]

- 1 「とっとり環境推進県民会議」の開催について  
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 三洋製紙バイオマスプラントの本格稼働の開始について  
(環境立県推進課) ··· 2
- 3 第2期東郷池水質管理計画策定に向けた検討状況とパブリックコメントの実施について  
(水・大気環境課) ··· 3
- 4 「おいしいとっとり3010食べきり運動」について  
(循環型社会推進課) ··· 28
- 5 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画のセンター理事会承認及び条例手続の開始について  
(循環型社会推進課) ··· 29
- 6 第10次鳥取県交通安全計画（案）に係るパブリックコメントの実施について  
(くらしの安心推進課) ··· 30
- 7 鳥取県中部地震に係る被災者住宅支援の拡充等について  
(住まいまちづくり課) ··· 別冊

生 活 環 境 部



## 「とっとり環境推進県民会議」の開催について

平成28年12月15日  
環境立県推進課

「パリ協定」の発効（11月4日）を契機に、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を一層推進するため、県民、住民団体、事業者、行政等の各主体の連携・協働による「とっとり環境推進県民会議」を設置し、環境実践の推進策に係る企画等を行うとともに、環境実践活動を県民運動として展開することとしている。

「とっとり環境推進県民会議」の設立となる第1回目の会合を下記のとおり開催する。

### 記

#### 1 日時

12月19日（月）午後1時から午後3時まで（予定）

#### 2 場所

とりぎん文化会館 第3会議室（鳥取市尚徳町101-5）

#### 3 メンバー

経済団体、エネルギー事業者、森林関係者、住民団体、報道、行政等 19団体（鳥取県を含む。）

#### 4 内容

環境実践に係る取組の県民運動的展開策について

- ・メンバーの取組状況や活動上の課題等の共有
- ・実践活動の拡大を図る施策展開の検討
- ・県民の環境への関心を高める広報手段のアイデア出し

#### 5 その他

- ・当会議での提案や意見等を受けた事業を、平成29年度当初予算において検討する。
- ・関連事業として、平成29年3月に鳥取市内にて県民運動キックオフイベントを開催する。
- ・また、県民の省エネ取組状況や地球温暖化への意識等の調査を平成29年1月より開始する。

### とっとり環境推進県民会議メンバー

（計19団体（順不同））

カテゴリ	団体名
事業者団体	鳥取県商工会議所連合会 鳥取ガス株式会社 日新バイオマス発電株式会社 SBエナジー株式会社 鳥取県森林組合連合会 一般社団法人鳥取県バス協会 若桜鉄道株式会社 鳥取県飲食生活衛生同業組合
住民団体等	鳥取県連合婦人会 とっとり県消費者の会 三朝温泉かじか蛙保存研究会 鳥取県生活協同組合連合会
報道機関	株式会社新日本海新聞社
教育	鳥取県PTA協議会 小・中学校
行政等	米子市 北栄町 鳥取県地球温暖化防止活動推進センター 鳥取県

# 三洋製紙バイオマスプラントの本格稼働の開始について

平成28年12月15日  
環境立県推進課  
県産材・林産振興課  
企業支援課

平成26年9月に事業着手した三洋製紙バイオマスプラントについて、平成29年1月1日から固定価格買取制度（FIT）に基づく売電を開始し、本格稼働することとなりましたので、報告します。

## 《バイオマスプラントの概要》

重油高騰とFITの開始を契機として、工場の重油ボイラーをバイオマスボイラーに転換するもの。

### 1 設備等

- 規模 蒸気 70 t/h
- 発電機 16,700 kW
- 事業費 約70億円

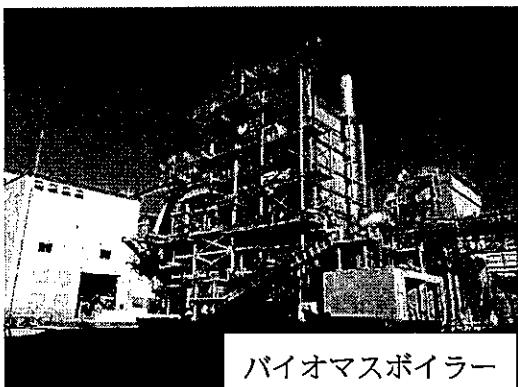
### 2 燃料（予定） 木質チップ、パームヤシ殻（PKS）、パルバ粕\*

\*製紙工程で発生する古紙に混入したプラスチック屑等

### 3 新規直接雇用 7名

### 4 本格稼働までのスケジュール

- 事業着手（契約日） 平成26年9月19日
- 設備認定（経産省） 平成27年1月27日
- 試運転 平成28年11月1日から12月20日頃（予定）
- FIT売電開始 平成29年1月1日（予定）



## （参考）県の主な支援

### 1 三洋製紙への直接的な支援

内容	支援額	担当課
中国電力の系統に接続するために必要な支援	39,683千円(H27)	環境立県推進課
バイオマスボイラー導入（熱利用）に対する支援	50,000千円(H27)	環境立県推進課
ふるさと財団の「ふるさと融資」（対象費用の35%を上限に県が無利子貸付を行うもの）活用による資金調達の支援	21億円(H28)	企業支援課
鳥取港でのPKS等外国貿易に対する支援	1,600千円(H28)	空港港湾課

### 2 三洋製紙への間接的な支援

内容	支援額	担当課
PKS等の燃料を船舶より鳥取港に荷揚げ・保管するためには必要な施設整備（クレーン用バケットの導入）	28,944千円(H27)	空港港湾課
木質燃料の安定供給に向けた山側への支援（燃料用原木の貯木支援）	15,000千円(H28)	県産材・林産振興課
果樹剪定枝等未利用バイオマスの燃料化に対する支援	900千円(H28)	環境立県推進課

## 第2期東郷池水質管理計画策定に向けた検討状況とパブリックコメントの実施について

平成28年12月15日  
水・大気環境課

第2期(平成28~37年度)東郷池水質管理計画として、「みんなで取り組む 東郷池水質環境保全プログラム」を策定するにあたり、湯梨浜町等と協議を重ねて検討を進めてきた。

このたび、素案を取りまとめたことから、その概要を報告するとともに、周辺住民をはじめ、市民団体、NPO等の意見をお聞きするためのパブリックコメントの実施について併せて報告する。

### 1 計画の目的

東郷池の水質浄化を総合的に推進していくため「東郷池水質管理計画」(平成18年度~27年度)及び「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」(平成20年度~27年度)を策定し、湯梨浜町と共に各種施策を実施してきた。その結果、公共下水道の普及(接続率98%)が進むなど、生活排水対策が最大限進められてきたことから、今後は、残された課題の解決に取り組むため、住民参画による各種取組を進めていく必要がある。

そこで、今回策定するプログラムは、地域住民・事業者、湯梨浜町等と協働で各種対策に取り組むことを重視した水質管理計画として検討を進めている。

### 2 計画期間 10か年間(平成28~37年度)

※各種施策の進捗状況を評価・検証するため、策定から5年目で中間評価を実施し、必要に応じて見直しを実施する。

### 3 第1期計画(平成18年度~27年度)の結果

第1期計画期間中の水質(COD、全窒素、全リン)は概ね横ばいであり、全窒素が平成26年度に水質目標値を達成した以外は、目標値を達成できていない。

【平成27年度の水質指標(東郷池中央部)】(単位:mg/L)

項目	目標値	平成27年度
COD(75%値)	4.5以下	5.1
全窒素(年平均値)	0.46以下	0.49
全リン(年平均値)	0.032以下	0.056

### 4 第2期計画(素案)策定にあたってのポイント

#### (1) 水質指標の目標値

水質指標の目標値については、第1期計画の目標値が未達成又は継続的に達成できていない状況に鑑み、第1期の目標値を引き継ぎ、引き続き達成に努める。

【第2期計画の水質目標値】

COD:4.5mg/L以下、全窒素:0.46mg/L以下、全リン:0.032mg/L以下

#### (2) 周辺住民・事業者の参画・協働を重視した水質管理計画

周辺住民・事業者に東郷池について関心を持っていただくことを目的とし、一般の方々にも分かりやすい水質の感覚指標や住民活動の活性化指標を導入するとともに、環境教育の支援をはじめ各種住民活動の支援の充実を図る。

#### (3) 農業地域対策の強化(果樹園からの流入負荷削減対策)

東郷池流域には、二十世紀梨をはじめとした果樹園が広がっていることから、従来の水稻に加えて果樹園においても新たに流入負荷削減目標(農業生産工程管理(GAP)の推進)を設定し、各種対策を実施する。

#### (4) 長期ビジョンの設定

東郷池の環境を将来にわたり保全していくため、20~30年後の東郷池の目指すべき姿として、地域住民及び周辺事業者の理解と参画を得ることを目的とした「東郷池長期ビジョン」を新たに策定し、各種施策を実施する。

【長期ビジョン(案)】

「豊かで美しい、活力あふれる東郷池」

【長期ビジョン達成のための重点項目】

「美しい東郷池」、「豊かな生態系」、「人々が集う憩いの場」、「住民活動との協働」

**【長期ビジョン達成のための主な施策】**

項目		内 容
美しい東郷池	流入負荷削減対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の接続率向上、浄化槽整備・維持管理などの生活排水対策の実施</li> <li>・農業地域の汚濁負荷削減対策の強化（果樹園対策を新たに追加）</li> </ul>
	池内浄化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池内・池底の清掃活動の支援</li> <li>・栄養塩の池外搬出対策（藻刈り等）</li> </ul>
豊かな生態系	自然浄化機能の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の生育環境の整備（水草移植等）</li> <li>・漁業資源回復のための覆砂・浅場造成（ヤマトシジミの増殖等）</li> </ul>
人々が集う憩いの場	利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東郷池産魚介類のブランド化</li> <li>・観光資源としての利用促進</li> <li>・ワイルドユース（賢明な利用）イベントの実施</li> </ul>
住民活動との協働		<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖沼環境モニターの実施</li> <li>・環境学習・環境保全活動の支援</li> </ul>

**(5) 東郷池健康診断の実施**

これまでのCOD等の科学的な水質指標に、新たに五感に基づく感覚指標、東郷池の利活用指標などを加えた8項目の評価指標により、長期ビジョンの達成状況を毎年度検証する「東郷池健康診断」を実施し、長期ビジョンの着実な実現を目指す。

**5 パブリックコメントの概要**

- (1) 募集期間 平成28年12月5日（月）から平成28年12月25日（日）まで
- (2) 応募方法 郵便、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所意見箱 等

**6 スケジュール**

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 平成28年12月 | パブリックコメント（12/5～12/25） |
|          | 常任委員会報告（今回）           |
| 平成29年 1月 | 計画（案）の策定              |
| 2月       | 常任委員会報告               |
|          | 最終調整（湯梨浜町環境審議会等）      |
| 3月       | 計画告示                  |

# みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム（案）について

## ～皆様のご意見をお寄せ下さい～

### 計画(案)の概要

鳥取県では東郷池の水質浄化を総合的に推進していくため「東郷池水質管理計画」(平成18年度～27年度)及び「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」(平成20年度～27年度)を策定し、湯梨浜町と共に各種施策を実施してきました。しかし、水質に大きな改善が見られないことから、更なる水質浄化を進めるためには、東郷池周辺及びその流域の方々の生活と自然の浄化システムをうまく調和させていく必要があります。

今回策定する「みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム」は、地域住民・事業者、湯梨浜町、鳥取県等が協働で水質浄化に取り組むための第2期東郷池水質管理計画です。これについて広く皆様からの意見を募集します。

### 第2期東郷池水質管理計画(平成28～37年度)のポイント

#### ●東郷池周辺住民・事業者の参画・協働を重視した水質管理計画

周辺住民・事業者に東郷池について関心を持っていただくことを目的とし、一般の方々も分かりやすい水質の感覚指標や住民活動の活性化指標を導入すると共に、環境教育の支援をはじめ各種住民活動の支援の充実を図ります。

#### ●長期ビジョンの設定

東郷池の環境を将来にわたり保全していくため、地域住民及び周辺事業者の理解と参画を得ることを目的とした「東郷池長期ビジョン」を策定します。

#### ●多角的な評価指標の導入

これまでのCOD等の科学的な水質指標に加え、五感に基づく感覚指標、東郷池の利活用指標、住民活動の活性化指標など様々な評価指標を導入し、東郷池の水質環境改善を総合的に推進します。

#### ●東郷池健康診断の実施（長期ビジョンモニタリングとPDCAサイクルの実施）

上記の評価指標の検証を行うことで長期ビジョンの実現を目指す、東郷池健康診断を実施します。

### 東郷池長期ビジョン(20～30年後の東郷池の目指すべき姿)

#### 「豊かで美しい、活力あふれる東郷池」(案)

長期ビジョン達成のため4本柱となる重点項目を次のとおり掲げ、各種施策を実施します。  
「美しい東郷池」、「豊かな生態系」、「人々が集う憩いの場」、「住民活動との協働」

### 長期ビジョン達成のための各種施策

#### ●流入負荷削減対策（美しい東郷池）

- 下水道接続率向上等の生活排水対策の他、水田や果樹園などの農業地域からの汚濁負荷削減のため、施策目標値を定めて流入負荷を一層削減します。

#### ●池内の浄化対策（美しい東郷池）

- 池内、池底などの清掃活動を支援します。また、水草刈りを通じた栄養塩の池外への搬出を進めると共に、これを有効活用することで持続可能な水質浄化の仕組み作りを支援します。

#### ●自然浄化機能の回復（豊かな生態系）

- 水草の移植、漁業資源回復のための覆砂・浅場造成などを支援し、生態系を利用した自然の浄化機能を促進します。

#### ●環境保全と賢明な利用（ワイスユース）の促進（人々が集う憩いの場）

- 魚介類のブランド化、観光利用の促進、東郷池周辺でのイベントの実施など、東郷池の資源・恵みを賢明利用することで、東郷池に集い、憩う人々の東郷池への関心を高め、環境保全意識の醸成に繋げます。

#### ●住民活動との協働促進

- 湖沼環境モニターの実施、環境学習の支援、環境保全活動の支援など住民活動との協働を促進します。

### 応募方法

- 郵送、電子メール、ファクシミリ、意見箱への投函（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村に設置）のいずれでも応募できます。
- 提出される応募様式は任意ですが、このチラシの裏面もご利用になれます。
- 頂いた意見への対応については後日ホームページ等で公表します。

### 関連資料の閲覧方法

- 県庁水・大気環境課ホームページからダウンロード出来  
るほか、上記施設でも閲覧できます。

- ホームページ：  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/262155.htm>

### 応募・お問い合わせ先

鳥取県生活環境部 水・大気環境課  
 郵送先 〒680-8570 (所在地記載は不要です)  
 メール mizutalkikankyou@pref.tottori.jp  
 電話 0857-26-7197  
 フax 0857-26-8194

# みんなで取り組む東郷池水環境保全プログラム（案） への意見庁募用紙

「応募先」 鳥取県 水・大気環境課（水環境保全室）

〒680-8570 (所在地記載不要)

ファクシミリ 0857-26-8194

電子メール mizutaikikankyou@pref.tottori.jp

ご意見ありがとうございました。

※ 内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えない範囲で住所、氏名、連絡先をご記入ください。

※ ここでいただいた個人情報は、応募いただいた御意見の内容を確認する場合にのみ使用し、他の用途では一切使用いたしません。

(住所)	(氏名)	(連絡先)
------	------	-------

パブリックコメント募集用

みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム  
～第2期 東郷池水質管理計画～  
( 素 案 )

平成29年 月  
鳥 取 県

# 目次

はじめに	.....
1 東郷池の水質と水質保全対策の主な状況	.....
(1) 東郷池の水質（中央部）の動向	
(2) 第1期東郷池水質管理計画の主要な施策	
(3) 湖沼の水質が悪化する原因について	
2 計画の基本方針	.....
(1) 基本方針／東郷池長期ビジョン	
(2) 水質管理計画の計画期間と中間評価について	
(3) 対象となる地域	
(4) 計画期間内の指標及び目標値	
(5) 長期ビジョンのモニタリングとP D C Aサイクル（「東郷池健康診断」の実施）	
3 美しい東郷池を実現するための取り組み	.....
(1) 生活排水対策について	
(2) 事業場等排水対策について	
(3) 面源負荷対策について	
(4) 池内浄化対策について	
(5) その他	
4 豊かな生態系を実現するための取り組み	.....
(1) 多様な生物を育むための取り組み	
(2) 漁業資源回復に関する取り組み	

5 人々が集う憩いの場とするための取り組み .....

(1) 周辺施設の環境整備

(2) 漁業による利活用の促進

(3) 観光資源としての利用

(4) 普及啓発

6 住民活動との協働 .....

(1) 東郷池湖沼環境モニターの実施

(2) 環境学習の推進

(3) 情報発信

(4) 環境保全活動等への支援

## はじめに

### 東郷池と「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム」について

東郷池は鳥取県の中部、湯梨浜町にある汽水湖で、鶴が翼を広げたような形をしていることから別名「鶴の湖」とも言われ、周囲約12km、面積約4km<sup>2</sup>で、水深は深い所で3、6mあり、平均水深は2m程度です。東郷池には、舎人川（とねりがわ）、東郷川、羽衣石川（うえしがわ）、埴見川（はなみがわ）が流入し、橋津川によって日本海とつながっています。そのため、潮の満ち干きにより海水が流入する汽水湖となっています。

東郷池では漁業が営まれており、フナ、コイ、ウナギ、シジミなどが採れ、冬にはカモなどの渡り鳥が多くやってきます。湖底からは温泉が湧き出しており、湖の西側に「はわい温泉」、南側に「東郷温泉」があります。

東郷池は山陰八景の一つに数えられる風光明媚な湖で、特に湖面を染める夕日は情緒豊かです。また、周辺には東郷湖羽合臨海公園があり、スポーツ、観光、レクリエーション、自然とのふれあいなど多目的に楽しめる憩いの場となっています。近年では、シジミ漁が盛んに行われ「ハワイトライアスロン in 湯梨浜大会」、各種ウォーキング大会が実施されるとともに、平成25年4月には、東郷池周辺を巡るウォーキングコースが、全日本ノルディック・ウォーク連盟の全国第1号の公認コースに認定されるなど、県内外の観光客や住民の利活用は年々活発化しています。

東郷池はかつて子ども達の遊び場や家庭における水仕事の場として利用されるなど住民の生活に密着しており、水草や魚介類も豊かでした。ところが、昭和40～50年代頃になると、周辺地域での都市化が進み、住民の生活環境が改善された反面、東郷池の水環境は大きく変化していきました。湖底にはヘドロが溜まり、漁業に深刻な影響を与えるとともに東郷池に棲む生物も減少しました。近年になると東郷池の水質は徐々に改善していきましたが、中海や湖山池と比べて生活排水対策が進捗しているにもかかわらず、水質に目立った改善が見られない状況が続きました。

そこで鳥取県では、東郷池の水質浄化を総合的に推進していくため、「第1期東郷池水質管理計画」(平成18年度～平成27年度)及び「東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」(平成20年度～平成27年度)を策定し、湯梨浜町と共に各種水質保全施策や利活用を推進してきました。

東郷池の流域においては下水道網の普及が進んでおり(下水道接続率98%)、下水道整備事業による流入負荷対策は最大限進められています。このような状況の中で、更なる水質浄化を進めていくためには、東郷池及びその流域における人々の生活と自然の浄化システムをうまく調和させていく必要があります。

このため、鳥取県、湯梨浜町、地域住民、事業者等がより一層協働し取り組む必要があることから、地域住民、事業者等の参画・協働を重視した第2期東郷池水質管理計画として、「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム」(以下「東郷池プログラム」という。)を策定しました。

本プログラムは、20～30年後の東郷池の目指すべき姿を「長期ビジョン」として盛り込むなどの改訂を加えており、豊かで人々が集い、活力あふれる東郷池にするため、地域住民、事業者等の理解と協力を得て協働し取り組みを推進します。

# 1 東郷池の水質と水質保全対策の主な状況

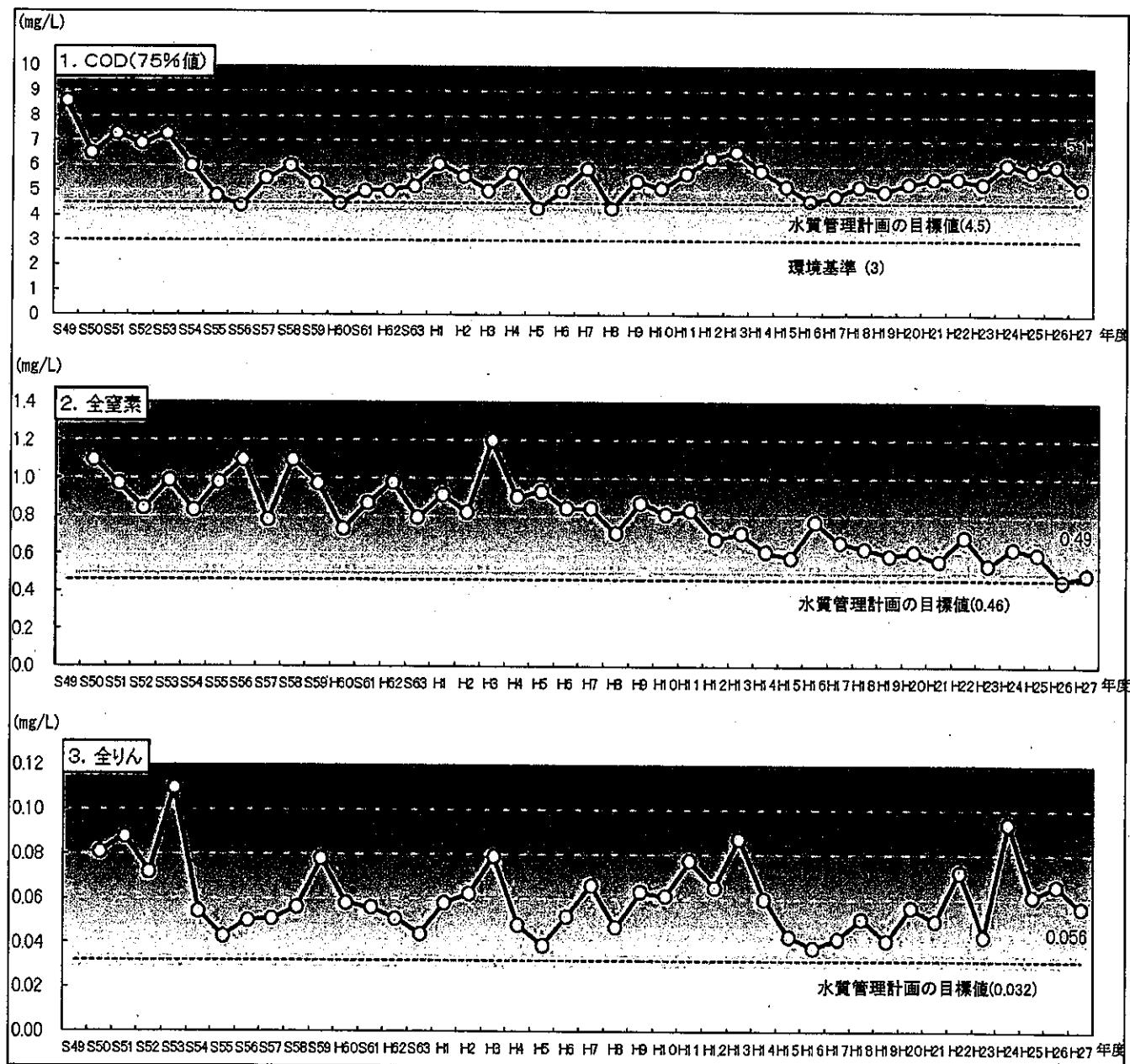
## (1) 東郷池の水質（中央部）の動向

昭和40～50年頃の東郷池の水質は、COD、全リン、全窒素の何れもが高値を示し、夏場にはアオコが大量発生して魚が大量死するなど、漁業不振に悩まされた時期もありました。

その後、平成に入ると水質は改善されていき、CODは第1期計画期間中は概ね横ばいであったものの長期的に見れば改善傾向でした。また、近年上昇傾向にあったものの、平成27年度には5.1mg/Lと改善しました。CODは環境基準、第1期水質管理計画の目標値の何れも未達成です。

全窒素は改善傾向を示しており、平成26年度には目標値を達成しましたが、平成27年度は目標値をわずかに超える値となりました。

全リンについては、第1期の計画期間はやや上昇傾向となっていますが、長期的に見れば改善傾向です。全リンも、目標値は未だ達成されていません。



## (2) 第1期東郷池水質管理計画の主要な施策

### ■生活排水対策

公共下水道や農業集落排水処理施設の整備などの生活排水対策を実施し、平成27年度末には公共下水道の接続率は約98%、農業集落排水処理施設の接続率は約97%となりました。これにより、生活排水に伴う東郷池への流入負荷削減に一定の成果を上げることができました。

### ■工場・事業場排水対策

工場や事業場等の監視・指導を行い、水質汚濁防止法の排水基準遵守の徹底を図りました。

### ■湖沼等の浄化対策

平成21～22年度に実施した東郷池の覆砂効果検証では覆砂直後には水質改善がなされるなど、一定の改善効果は見られました。

### ■面源負荷対策

「環境にやさしい農業」が水稻を中心に普及し、緩効性肥料の施肥体系が水稻作付面積全体の60%を超えるました。

### ■地域住民等による活動の推進

平成20年度からは「東郷池を守り育てるアダプトプログラム」が開始されるなど、周辺住民や事業者による清掃活動なども活発化しています。

「第2期東郷池の環境改善に向けたアクションプログラム」に基づき、平成24年度からは東郷池に親しむことで環境保全意識を醸成することを目的とした「愛らぶ東郷池」が開催され、東郷池での環境保全活動等についての普及啓発が行われてきました。

## (3) 湖沼の水質が悪化する原因について

下図は、汽水湖沼の水質が悪化するメカニズムを概念的に示したもので、それら悪化の要因は主に次の事項と考えられ、これら要因が複雑に絡み合い、水質悪化の悪循環を招き、水質悪化を助長させたものと考えています。

### ■点源、面源汚濁など陸域からの汚濁負荷の過大流入

### ■汚濁負荷の過大流入による富栄養化と植物プランクトンの大量発生

### ■植物プランクトン、水草類、魚類、貝類の死滅、腐敗による底質のヘドロ化の進行

### ■底質のヘドロ化による貧酸素化と栄養塩類の水中回帰



本プログラム、これらの水質悪化のメカニズムを考慮して、「陸域からの汚濁負荷の低減」「湖内・湖岸の環境改善に資する各種事業」を総合的に実施していくこうとするものです。

## 2 プログラムの基本方針

### (1) 基本方針／東郷池長期ビジョン

東郷池プログラム（第2期東郷池水質管理計画）では、東郷池の水質、環境を将来にわたり保全していくため、地域住民及び周辺事業者の理解と参画を得ることを目的とした、「東郷池長期ビジョン」を策定しています。

東郷池長期ビジョンは、20～30年後の東郷池の目指すべき姿として、鳥取県、湯梨浜町、地域住民、事業者等が協働により定めたものです。

本プログラムでは、次のとおり長期ビジョン達成のための4本柱となる「重点項目」を掲げ、これに基づき各種施策を実施します。

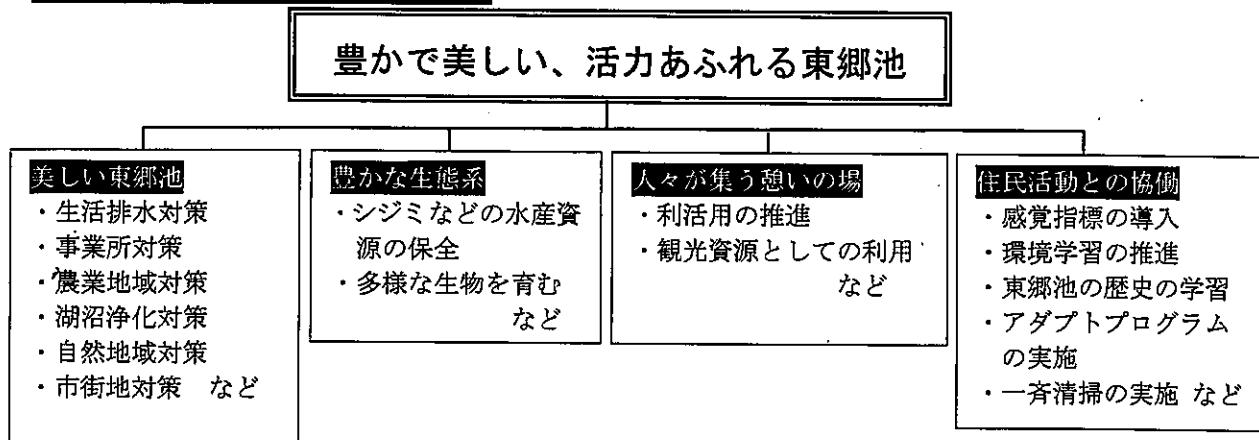
#### ■長期ビジョン：「豊かで美しい、活力あふれる東郷池」

1. 下水道接続の促進や環境にやさしい農業の普及といった点源負荷対策、面源負荷対策などを総合的に実施することで、人々がやすらぎを感じ、豊かな生態系を育む「美しい東郷池」を目指します。
2. シジミなどの漁業資源の保全やヨシ・セキショウモ等の植物を復活させることにより「豊かな生態系」を実現することで、自然による浄化機能を促進すると共に、次世代を担う子ども達の環境学習のフィールドとすることを目指します。
3. 東郷池の資源、恵みを有効利用することで、東郷池は人々にやすらぎを与える「人々が集う憩いの場」となります。人々が集うことによって東郷池への関心が高まり、東郷池の水質改善や周辺地域の活性化を図ることができます。
4. 周辺住民にも分かり易い感覚的な指標を導入するとともに、環境学習の推進を図ることで「住民活動との協働」を促進します。これにより、東郷池での環境保全等の取組はより地域に根ざした継続的なものとなり、東郷池の持続的な発展を支えることができる考えます。

「美しい東郷池」を実現することで、シジミなどの漁業資源をはじめとする多様な動植物が生息する「豊かな生態系」が育まれるとともに、自然による浄化機能の高まりなどにより水環境が改善されることで、安らぎを求めて「人々が集う東郷池」となり、利活用も活性化します。これにより、東郷池への関心が高まり「住民活動」が活性化し、地域に根ざした持続的な取組がなされることで、引き続き「美しい東郷池」が守られていくことになります。

このように、重点項目が密接に関連して好循環を生むことにより長期ビジョンの達成を図ります。

#### ■長期ビジョン達成のための重点項目



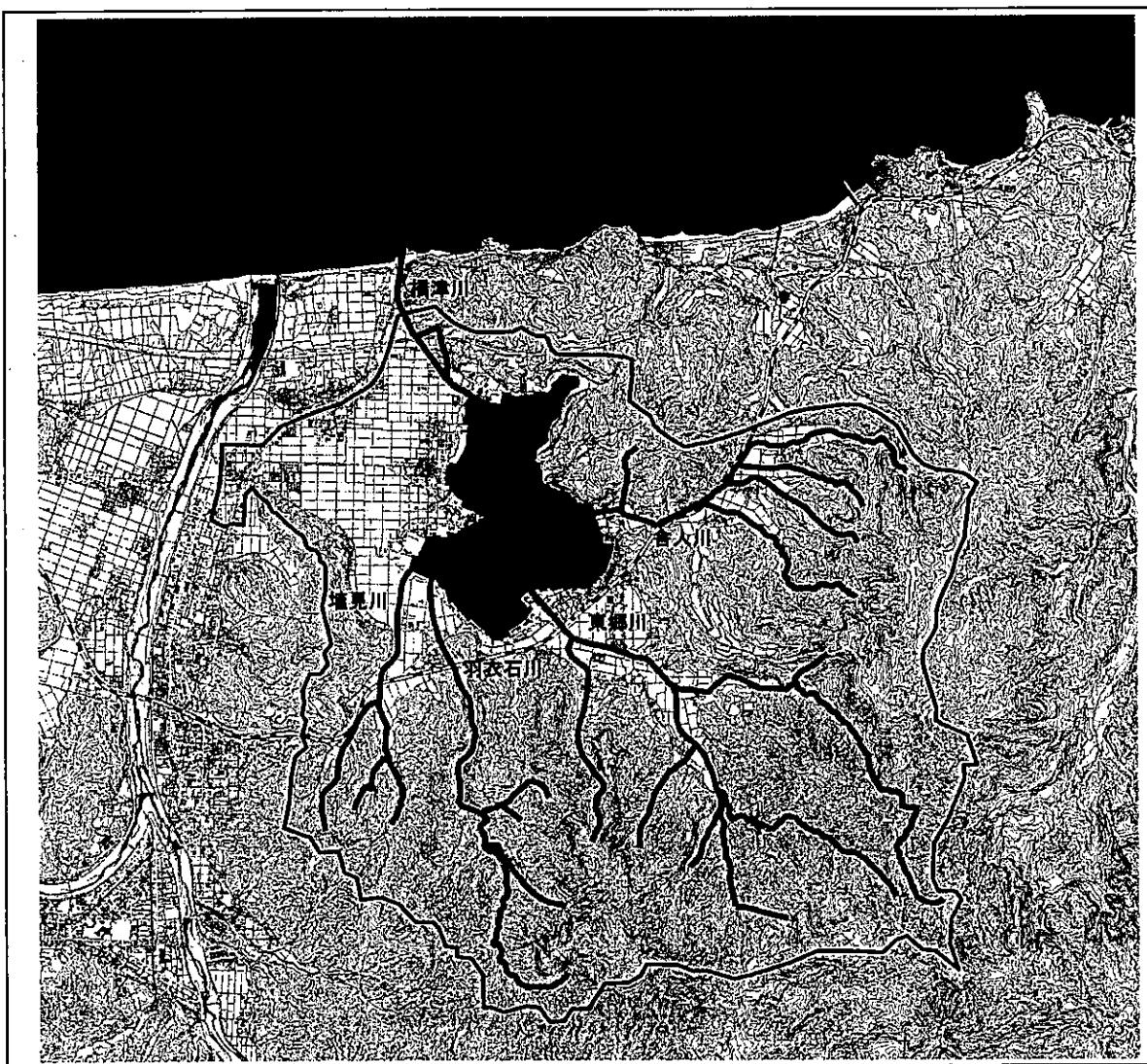
## (2) 東郷池プログラムの期間と中間評価について

各種対策等の効果を把握するためには、ある程度の期間を要することから、期間は、第1期計画に引き続き、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、各種施策の進捗状況を評価・検証するため、策定から5年目で中間評価を行い、必要に応じた見直しを行うこととします。

## (3) 対象となる地域

河川、排水路などを通じて直接「東郷池」に汚濁物質が流れ込んでいる地域を対象とします。



#### (4) プログラム期間内の指標及び目標値

湖沼の環境状態を評価するための指標としては、COD、全窒素、全リンといった科学的な水質指標が一般的に用いられます。こういった指標は水の汚れの程度を客観的・定量的に評価できる一方で、一般の方には分かりにくく、湖沼を取り巻く水環境全体が評価されにくいといった課題があります。

そこで、水質については従前のCOD、全窒素、全リンといった科学的指標に加え、一般の方々にも分かりやすい人の五感等に基づく感覚指標を導入し、地元住民・事業者また来訪者などが東郷池の水環境と共に評価する取組を行います。

また、東郷池の利活用指標を導入し、東郷池及びその周辺施設等のワイスユース（賢明な利用）の更なる推進を目指します。

更に東郷池の水質保全を円滑に実行する上で、地元住民・事業者の参画は必要不可欠であることから、住民活動の活性化指標を導入し、住民活動の活性化を図ります。

これらの指標は長期ビジョン達成のための4つの重点項目の進捗を把握するための目安として活用するとともに、指標ごとに目標値を定めて評価することで、長期ビジョンの達成度をチェックします。

##### ①科学的水質指標 [関連重点項目：「美しい東郷池」]

###### ● COD、全窒素、全リン

東郷池の水質汚濁に係わる環境基準は、CODでA類型(3mg/L以下)が適用されていますが、第1期計画期間中には環境基準は達成されませんでした。

また、第1期東郷池水質管理計画では水質予測モデルを使用し、最終年度となる平成27年度の東郷池中央部におけるCODの目標値を4.5mg/L以下、全窒素の目標値を0.46mg/L以下、全リンの目標値を0.032mg/L以下と定めて各種施策を講じてきましたが、平成26年度に全窒素が目標値を達成したのを除き、その他の年度では何れの目標値も達成には至りませんでした。

このことから、第2期の水質目標値については、第1期の目標値が未達成又は継続的に達成できていない状況に鑑み、各目標値は第1期のものを引き継ぎ水質環境基準の達成に向けて引き続き努めることで「美しい東郷池」を目指します。

なお、継続的に目標値が達成された場合などは、必要に応じて目標値を再検討します。

区分 (東郷池中央部)		現況 (H27年度)	目標値 (H37年度)	環境基準 (A型)
COD (化学的酸素要求量)	75%値 (mg/L)	5.1	4.5 以下	3.0 以下
全窒素	年平均値 (mg/L)	0.49	0.46 以下	-
全リン	年平均値 (mg/L)	0.056	0.032 以下	-

②感覚的水環境指標【関連重点項目：「美しい東郷池」、「豊かな生態系」、「人々が集う憩いの場」】

●五感による湖沼環境評価【関連重点項目：「美しい東郷池」、「人々が集う憩いの場」】

人の五感から得られる情報をもとに湖沼環境を評価することが出来るような調査方法として、県民の方々から参加者を募り年間を通して東郷池の水質を五感で評価する「東郷池湖沼環境モニター」を導入し、この点数を「五感による湖沼環境評価」（下記表参照）の指標として取り扱います。これにより、科学的な指標のみでは測れない、人がやすらぎを感じ、心地よい空間であるなどを総合的に評価します。

また、目標値を次のとおり定め「美しい東郷池」、「人々が集う憩いの場」を目指します。

五感による湖沼環境状況		目標値
環境モニタ一点数		5年後（H32年時）：50～79点 ※Bランク／まづまづ良好な環境であると感じられる状態。 10年後（H37年時）：80点以上 ※Aランク／良好で親しみを感じられる環境。

○五感による湖沼環境評価指標

五感	観察項目	選択肢	判断対象の例	点数	
見る	水の澄み具合	澄んでいる	(20点)	水の透明感、色、アオコ	
		少しにごっている	(10点)	赤潮など	
		にごっている	(0点)		
	水面	ほとんどない	(20点)	水面や湖岸に見あたるゴミなど	
		少し見あたる	(10点)		
		たくさんある	(0点)		
	景観	美しい・心がなごむ・風情ある	(10点)	周囲の山並みや建物、朝日・夕日などの風景	
		特に感じることはなし	(5点)		
		殺風景・見通しが悪い	(0点)		
聴く	音	ここちよく感じる音・静かで落ち着く	(10点)	川の音、波の音、鳥の音、風の音、木の音、草の音	
		特に気にならない音	(5点)		
		うるさく感じる音	(0点)		
	臭気	ここちよい香り・臭いは無い	(20点)	潮の香り、木や草花の香り、排気ガスの臭い、煙の臭い、ヘドロ臭など	
匂う	匂う	特に気にならない臭い	(10点)		
		くさく感じる	(0点)		
		食べてみたい	(10点)	海苔などの魚介類	
触る	水の感触	どちらでもない	(5点)		
		食べてみたいと思わない	(0点)		
		触ってみたい	(10点)	手や足を水につけてみたいぬ	
		触ることに少し抵抗がある	(5点)	どうか	
		触りたくない	(0点)		

●アオコ・赤潮モニタリング（水質指標／アオコ・赤潮発生状況）【関連重点項目：「美しい東郷池」、「豊かな生態系」】

東郷池では、近年でもアオコや赤潮の発生が確認されており、これらアオコや赤潮は、水質の悪化を引き起こすばかりではなく、景観の悪化や水産資源への悪影響などを引き起こすことから、東郷池の利活用にとって好ましいものではありません。そのため、これらの発生状況をモニタリングする「アオコ・赤潮モニタリング」を新たに導入し、池の状態をわかりやすくチェックします。

また、将来的には、ほぼアオコ・赤潮が発生しないことを目標とし、「美しい東郷池」、「豊かな生態系」を目指します。

**③利活用指標** **[関連重点項目：「人々が集う憩いの場」、「豊かな生態系」、「美しい東郷池」]**

**●ヤマトシジミの漁獲量** **[関連重点項目：「人々が集う憩いの場」、「豊かな生態系」、「美しい東郷池」]**

栄養塩である窒素・リンが過剰になると富栄養化状態となり、それらを餌とする植物プランクトンが異常増殖するため、水質汚濁の一因となっています。一方、魚介類はこの植物プランクトンを餌として体内へ取り込むので、これを漁獲することは窒素やリンを湖外へ搬出することに繋がります。つまり、漁業が盛んに営まれることは豊かな生態系であると言えますが、水質保全する取組であるとも言えます。

そこで、東郷池でのシジミの漁獲量を水質指標（栄養塩の湖外搬出）として取り扱います。

また東郷池では、シジミのブランド化や漁獲量の増加に向けた取り組みが実施されており、利活用の促進や観光資源としての活用も期待出来ることから目標値を次のとおり設定し、「人々が集う憩いの場」、「豊かな生態系」、「美しい東郷池」を目指します。

漁獲量	目標値
ヤマトシジミの漁獲量	5年後（平成32年度）：200トン／年
	10年後（平成37年度）：300トン／年
	※現況（平成27年度）：95トン／年

**●東郷池周辺の施設利用者数（利活用指標）** **[関連重点項目：「人々が集う憩いの場」]**

東郷池周辺には東郷温泉とはわい温泉の2箇所の温泉地があることから旅館も多く、またスポーツ施設や公園なども充実しているため、多くの人が様々な目的で東郷池周辺の施設を利用しています。

また、近年では東郷池周辺でウォーキングイベントなども催され、イベント参加のために東郷池周辺を来訪する方が増えています。

東郷池へ多くの人々が訪れ、親しみを感じることで東郷池に対する環境保全の思いが醸成されると考えることから、東郷池周辺施設の利用者数を利活用指標として取り扱います。そこで、目標値は次のとおり定め「人々が集う憩いの場」を目指します。

利用者数	目標値
東郷池周辺施設の利用者数 (旅館・ホテル、東郷湖羽合臨海公園、 中国庭園燕趙園)	5年後（平成32年度）：700,000人／年
	10年後（平成37年度）：730,000人／年
	※現況（平成27年度）：654,000人／年

**④住民活動の活性化指標** **[関連重点項目：「住民活動との協働」]**

**●一斉清掃等参加者数**

東郷池の水質保全を考える上で、地元住民、事業者等の参画は必要不可欠であることから、地域住民及び事業者が中心となり清掃活動を行う、「東郷池一斉清掃」及び「東郷池を守り育てるアダプトプログラム」の参加者数を住民活動の活性化指標として取扱います。

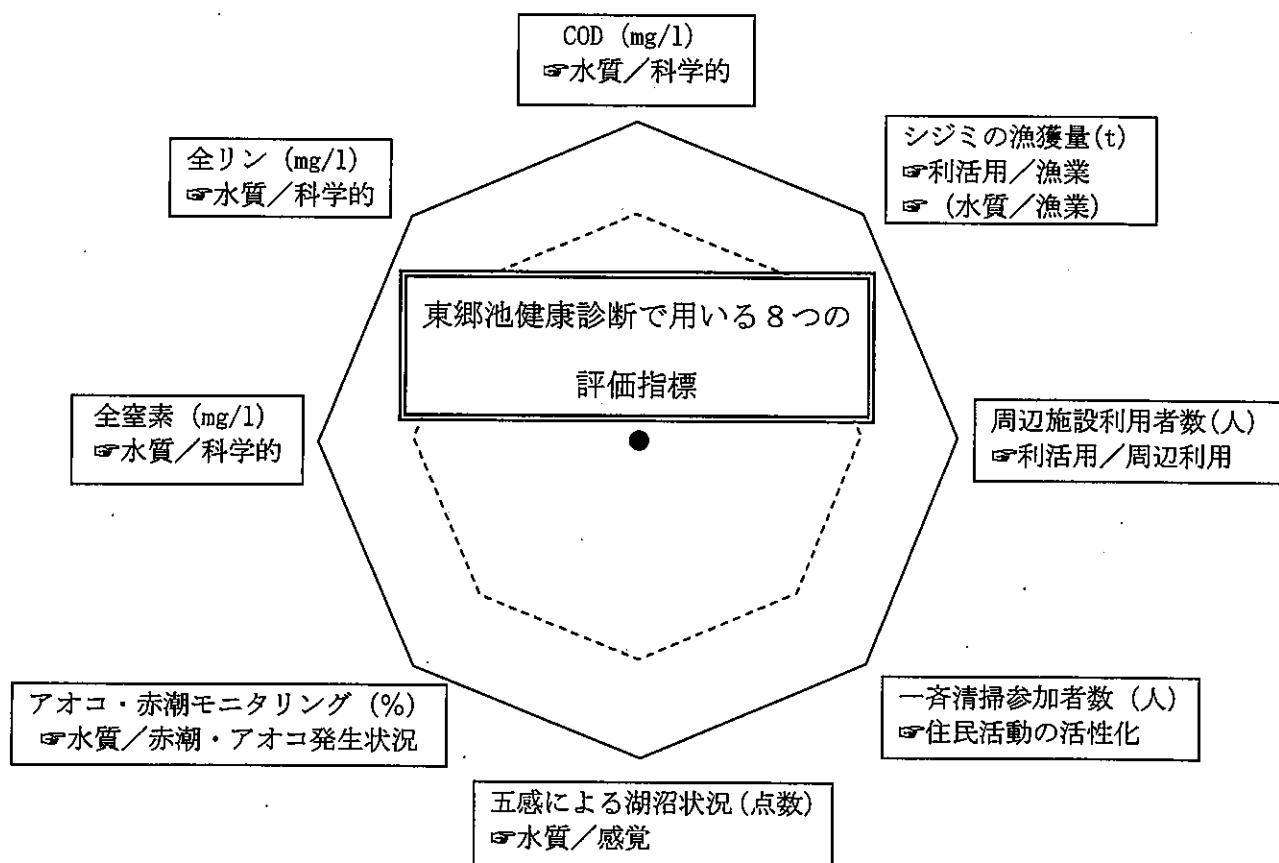
また目標値は次のとおり定め「住民活動との協働」を目指します。

参加者数	目標値
東郷池一斉清掃、東郷池を守り育てる アダプトプログラムの参加者数	5年後（平成32年度）：1,700人／年
	10年後（平成37年度）：1,900人／年
	※現況（平成27年度）：1,462人／年

## (5) 長期ビジョンのモニタリングとP D C Aサイクル（「東郷池健康診断」の実施）

前述の指標は東郷池での具体的な取組の進捗状況を示す指標であり、各指標の状況を年1回取りまとめて、東郷池の状況を総合的に判断することで、長期ビジョン実現に向けて対策が十分でない項目を洗い出し、検証を行うことで長期ビジョンの確実な実現を目指す「東郷池健康診断」を実施します。

図 東郷池健康診断イメージ図



### ＜用語解説＞

#### 【C O D（化学的酸素要求量）】

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁を測る指標

#### 【全窒素・全リン】

水中の無機態窒素と有機態窒素を総称して「全窒素」、水中の無機態リンと有機態リン全体を総称して「全リン」という。

これらは生物の成育にとって欠くことの出来ない栄養塩類であるが、必要以上に存在するとそれを栄養とする植物プランクトンが異常増殖し湖沼汚染の原因となる。このような状態を富栄養化という。

#### 【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保ち生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい」とされる基準。

#### 【75%値】

年間の測定データーの値を小さい順に並べたときの、データー数×0.75番目の値をいう。

C O Dの評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定に利用する。

例えば、月1回で年12回測った場合は、上から4番目の値が75%となる。

### 3 美しい東郷池を実現するための取り組み

東郷池の下水道接続率は98%を超えており、県内三大湖沼（湖山池、東郷池、中海）で比較しても非常に高い接続率となっています。生活排水による汚濁負荷削減のため、引き続き下水道接続率等の向上に努めるとともに、農地や山林などからの面源負荷削減のための取り組みを促進することにより、東郷池に流入する汚濁負荷削減を取り組みます。

併せて、湖内部から発生する汚濁負荷削減のため、湖内部の清掃活動等を支援すると共に、生態系の持つ浄化機能を活用した浄化対策を推進します。

#### （1）生活排水対策について

東郷池周辺の下水道接続率及び農業集落排水施設への接続率は何れも96%を超えており県内三大湖沼の中では最も高い接続率にあります。

生活排水対策として、引き続き下水道整備を進めて接続率の向上を図るとともに、地域の実情に応じて、浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進や適切な管理の啓発を推進することにより流入負荷の削減を図ります。

##### ①下水道等の整備について（湯梨浜町：建設水道課／民：地域住民）

平成28年9月現在における東郷池の下水道接続率は98.0%、農業集落排水処理施設への接続率は96.6%となっており、既に県内三大湖沼では最も高い接続率ですが、東郷池の更なる水質浄化を図るために一層の接続率向上を図ります。

接続率	現況	目標値
下水道接続率	98.0% (平成28年9月)	5年後（H32年時）：99%以上 10年後（H37年時）：99%以上

接続率	現況	目標値
農業集落排水処理施設接続率	96.6% (平成28年9月)	5年後（H32年時）：99%以上 10年後（H37年時）：99%以上

##### ②浄化槽の整備、維持管理について（湯梨浜町：建設水道課／民：地域住民）

下水道処理区域内の浄化槽については下水道への切り替えを促進し、下水道処理区域外については補助制度の積極的な活用による浄化槽の普及を図ります。

また、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置並びに維持管理を推進するため、周知に努めます。

##### ③各家庭における生活雑排水対策の推進（湯梨浜町：町民課／民：地域住民）

東郷池の水質環境保全を行う上で、周辺住民の協力は必要不可欠です。住民一人ひとりの環境保全意識の醸成を行うため、各家庭における生活雑排水対策（調理くず等の流出防止、廃油の回収、洗剤の適正使用）の普及啓発を行い、水環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

## (2) 事業場等排水対策について

東郷池流域の事業者の適正な排水施設管理を維持するために必要な指導、助言等を行います。

### ①事業場排水の適正管理について（鳥取県：中部生活環境局）

水質汚濁防止法に基づき、対象事業場等に対して排水基準の遵守を引き続き啓発するとともに、同法に関する違法行為に対しては適切な指導等を行います。

また排水規制の対象外となる小規模事業場に対しては、汚濁負荷低減に資するよう適切な排水管理を指導・助言します。

### ②畜産業に係わる汚濁負荷対策について（鳥取県：畜産課、中部農林局、中部生活環境局）

適正な施設管理がなされるよう必要に応じて指導を行います。

### ③魚類養殖における汚濁負荷削減対策（鳥取県：水産課）

東郷池及び東郷池流域において魚類の養殖を行っている事業所等に対しては、飼料の投与、餽死魚の適正処理等について必要な指導・助言等を行います。

## (3) 面源負荷対策について

市街地や農地、山林などの自然地域から発生する非特定汚染源による負荷削減のため、次のとおり各種面源負荷対策を講じます。

### ①市街地対策（鳥取県：道路企画課、河川課／湯梨浜町：町民課／民：地域住民等）

降雨等に伴い市街地の道路や側溝等から流出する汚濁負荷を削減するため、道路面、側溝等の清掃に努めるとともに、河川・道路の清掃ボランティアの活動費補助などを通して支援します。

また、地域住民の協力を得て、小水路、宅地等の清掃の促進を図ります。

	現況	目標値（5年、10年後）
清掃道路延長	4.3 km／年	4.3 km／年
側溝清掃延長	0.8 km／年	0.8 km／年
堤防除草面積	150千m <sup>2</sup> ／年	150千m <sup>2</sup> ／年

### ②農業地域対策（鳥取県：生産振興課、農地・水保全課、中部農林局／民：JA）

農業活動に伴う汚濁負荷削減のため、化学肥料使用の適正化、緩効性肥料の推進、農薬使用の適正化・削減、農薬・肥料の流出防止を図ります。

また、東郷池流域には二十世紀梨をはじめとした果樹農園が広がっていることから、水稻に加え果樹園においても環境に配慮した対策を推進します。

	現況	目標値
環境にやさしい農業の認証 (特別栽培農産物認証面積)	130ha／年	○水稻 5年後（H32年時）：200ha／年 10年後（H37年時）：220ha／年
緩効性肥料の推進	50%	○水稻作付面積に対する取組割合 5年後（H32年時）：50% 10年後（H37年時）：50%
農業生産工程管理（GAP） の推進	60%	○果樹 5年後（H32年時）：70% 10年後（H37年時）：80%

### ③自然地域対策（鳥取県：森林づくり推進課／民：森林所有者）

森林等自然環境地域での降雨等に伴う、土壤浸食や汚濁負荷を防止するため治山、砂防事業に取り組みます。

- ・荒廃した里山の機能回復や景観改善など、里山林の環境整備の取組を支援し、汚濁負荷流出を防止します。
- ・森林所有者等が行う植栽、間伐、森林作業道整備などを支援し、適正な森林整備を推進します。
- ・公益的機能の低下した保安林の機能を早期に回復させるため、植栽等による森林整備を実施します。

### ④不法投棄の監視（鳥取県：中部生活環境局／湯梨浜町：町民課）

廃棄物・ゴミ等の不法投棄及び不適正処理による湖内部の汚濁負荷増加を防止するため、廃棄物不法投棄監視員を設置して監視を行います。

## （4）湖内浄化対策について

東郷池の水質保全を図る上では、流入河川などからの汚濁負荷削減と同様に、湖内から発生する汚濁負荷を削減する取組も重要です。

湖内からの汚濁負荷を削減するため、清掃や自然浄化機能を利用した各種取組を実施します。

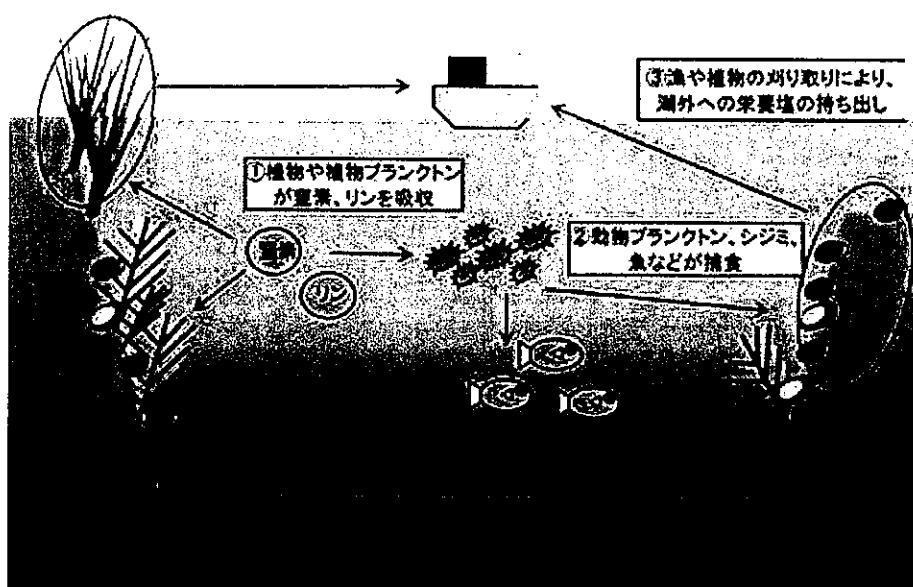
### ①湖内の清掃活動（湯梨浜町：産業振興課／鳥取県：水産課／民：東郷湖漁協）

東郷池底部に堆積しているヘドロは、底層の貧酸素化や栄養塩である窒素、リンの供給源になっていると考えており、水質のみならず水生生物等にも悪影響を及ぼすことから、東郷池の水環境や生態系を保全するため、漁協が行う湖底堆積物、湖上浮遊ゴミ等の清掃を支援します。

### ②栄養塩の湖外搬出（鳥取県：水産課／民：東郷湖漁協、東郷池メダカの会）

栄養塩である窒素やリンが増加すると、それを餌とする植物プランクトンが異常増殖して水質が悪化することから、窒素やリンを餌として体内に取り込む生物とともに栄養塩を湖外搬出することで、東郷池の水質保全を図ります。

- ・東郷池でかつて夏の風物詩として行われていた「モク採り」と同様に水草刈りを通じた栄養塩の湖外搬出を進めるとともに、これを有効活用する持続可能な水質浄化の仕組みづくりを推進します。
- ・シジミ漁をはじめとする漁業を振興することで、栄養塩の湖外搬出を促進します。



### ③漁場拡大のための覆砂、浅場造成（民：東郷湖漁協）

覆砂、浅場造成によりシジミなどの漁場の拡大を図ることできるほか、湖底に堆積したヘドロによる貧酸素域の拡大、栄養塩の溶出を防ぐこともできることから、引き続き覆砂、浅場造成を推進します。

## （5）その他

東郷池の水質状況を的確に把握し、各種施策に反映できるよう湖内及び流入河川の水質調査を実施するとともに、湖沼を取り巻く水環境を総合的に評価すべく地域住民等と協働し「五感」を用いた評価を行います。

また効果的な池環境改善に資する各種調査研究を実施します。

### ①東郷池及び流入河川の水質監視（鳥取県：水・大気環境課、衛生環境研究所／湯梨浜町：町民課）

東郷池の水質状況をきめ細かく把握するため、東郷池及び流入河川の水質調査を年12回実施します。

### ②地域住民等による水質監視（鳥取県：水・大気環境課、中部生活環境局、衛生環境研究所／湯梨浜町：町民課／民：地域住民等）

地域住民等との協働により「五感」を用いた東郷池の水質及び環境の評価をすることで、住民等による東郷池の水環境把握及び環境保全意識の醸成を促進し、水環境の改善を進めます。

### ③湖内環境に資する各種調査研究（鳥取県：衛生環境研究所）

湖内環境を迅速に把握したり、湖内環境の再生や活用に資するための各種調査研究を実施します。

## ＜用語解説＞

### 【浄化槽の維持管理】

家庭や事務所などに設置されている浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。このため、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査などを定期的に実施することが義務づけられています。

### 【非特定汚染源】

一般に汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的に広がりを有する市街地、農地、山林等をいいます。排出ポイントが特定しやすい工場などと異なり、汚濁負荷の削減が難しいと言われています。

### 【環境にやさしい農業】

環境にやさしい農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土作り等を通して化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」のことです。

たとえば、私たちの食事の食べ残しや家畜ふん尿などの資源（有機物）からたい肥を作り、これを使って作物の栽培に必要な土作りをします。

同時に、化学肥料や化学合成農薬を減らしたり、使わない技術を用いることにより、将来にわたって環境と調和のとれた農業生産活動を続けることが出来ます。

### 【GAP（農業生産工程管理）】

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。これにより正確に農薬や肥料を使用することで、汚濁負荷削減を図ります。

## 4 豊かな生態系のための取り組み

豊かな生態系を回復させ、次世代を担う子ども達の環境学習のフィールドとして活用するとともに、生態系を利用した自然の浄化機能を高めることで、水質浄化を促進します。また、シジミなどの漁業資源を育むことで東郷池周辺の活性化を図ります。

### (1) 多様な生物を育むための取り組み (鳥取県：衛生環境研究所、水産課／湯梨浜町：町民課／民：東郷湖漁協、東郷池メダカの会)

#### ①生物の生育環境の整備

- ・東郷池の環境改善に向けた水生植物の保全・再生に関する調査研究を行います。
- ・水生植物を保全するため、セキショウモなどの水生植物の生育環境を整え、多様な生物が生息、繁殖できる環境を整備します。
- ・底生生物の生育環境保全を目的とし、湖底を耕うんなどを取り組みます。
- ・また、東郷池メダカの会が中心に取り組んできたヨシ等の再生も引き続き実施し、生息環境の整備及び水質改善に取り組みます。
- ・東郷池の流入河川に魚道を設置することで魚類が遡上し、繁殖できる環境を整備します。

#### ②普及啓発

- ・東郷池に生息する希少生物・植物の発見・記録を通じて、東郷池が育む豊かな生態系を守り、育てる機運を醸成します。

### (2) 漁業資源回復に関する取り組み (鳥取県：栽培漁業センター、水産課／民：東郷湖漁協)

東郷池での漁業活動により魚介類を湖外へ搬出することは、湖内の栄養塩（窒素、リン）や有機物の持ち出し効果があり、水質改善に繋がることが期待されます。また、シジミなどの漁業資源は東郷湖周辺の活性化に寄与すると考えます。

#### ①ヤマトシジミ増殖事業

- ・ヤマトシジミの増殖及び多様な生態系を育むための適切な塩分・溶存酸素の管理がなされるよう、水門操作マニュアルの高度化を行い、きめ細かな水門操作を行います。
- ・ヤマトシジミの増殖を図るため、資源状況に応じて稚貝を人工種苗により生産し、湖内へ放流することで資源量の底上げを図ります。
- ・ヤマトシジミの漁獲実態を包括的に管理することにより、ヤマトシジミの持続可能な漁獲量を算出するとともに、これに基づいて漁獲量を管理することで、漁業資源の保全を図ります。
- ・シジミ漁業の普及啓発の推進や覆砂、浅場造成等によるシジミ増殖のための漁場改善・拡大に努めます。

#### ②その他の取組について

- ・ウナギ、フナの種苗放流事業を実施することにより、豊かな水産資源の確保を図ります。
- ・シラウオやワカサギなどが繁殖できる環境を整備し、漁業資源の拡大を図ります。

## 5 人々が集う憩いの場とするための取組

東郷池の資源、恵みを有効活用することで、東郷池は人々にやすらぎを与え、人々が集う憩いの場となります。人々が集うことで東郷池への関心が高まり、活力ある東郷池となるよう東郷池の利活用を更に進めます。

### (1) 周辺施設の環境整備 (鳥取県：緑豊かな自然課／湯梨浜町民課)

東郷池周辺には公園やイベント施設、足湯などのレクリエーション施設や夕日などの景観を楽しめるスポットが点在するなど、人々の憩いの場となっています。これら既存の施設を適切に管理するとともに有効に活用することで、東郷池の利活用が更に広がりのあるものとなるよう努めます。

### (2) 漁業による利活用の促進 (鳥取県：栽培漁業センター、水産課／湯梨浜町：産業振興課／民：東郷湖漁協)

先に述べたとおり、東郷池では漁業資源回復のための各種取組がなされていますが、中でもヤマトシジミは大粒で味が良いため「黒いダイヤ」と呼ばれ、地域資源として大きな可能性があることから、地域活性化につながるものとして期待されています。

引き続き漁業資源回復のための取組を行うとともに、東郷池産魚介類のブランド化の取組を促進し、漁業による利活用の促進を図ることで地域活性化に寄与します。

### (3) 観光資源としての利用 (湯梨浜町：産業振興課／民：はわい温泉・東郷温泉旅館組合)

東郷池は鶴が翼を広げて飛んでいるような形に湖が見えることから「鶴の湖」ともいわれており、山陰八景にも選ばれた古くから愛される美しい湖です。

また東郷池周辺及び池底からは温泉が湧出していることから、「東郷温泉」と「はわい温泉」の温泉地があり、その周辺には多くの宿泊施設が立ち並んでいます。

東郷池の魅力を発信し、町内外から多くの観光客が東郷池に訪れるような取組を実施するため、「東郷湖未来創造会議」を推進し、活力有る東郷池を実現します。

また、既存の資源を有効利用しながら、新たな観光資源を開発し、東郷池の更なる魅力創造に努めます。

### (4) 普及啓発 (鳥取県：水・大気環境課／湯梨浜町：町民課／民：NPO団体等)

東郷池周辺には、レクリエーション施設等が多数あるほか、近年ではウォーキングをはじめとするイベントが数多く開催されていることから、イベント参加者等に対してワイズユース（賢明な利用）の普及啓発を行うことにより東郷池周辺の利活用を通じた環境保全意識の醸成等を促進します。

また、県・町と協働により多くの方に東郷池に親しんで頂く事業を行うとともに、利活用の推進を行う地域住民団体等の活動費を補助するなど支援に努めます。

## 6 住民活動との協働

本プログラムが適切に遂行され、地域に根ざし継続的に東郷池の水環境保全を行っていくためには、地域住民、事業者、民間団体、行政が緊密に連携して本プログラムを実施していく必要があります。

そのためには、地域住民等が東郷池に親しむことで、水質や周辺環境に関心を持ち、官民一体となつた実効性のある事業を実施する必要があることから、住民活動との協働を円滑に進めるために各種取組を実施します。

### (1) 東郷池湖沼環境モニターの実施（鳥取県：水・大気環境課、衛生環境研究所、中部

生活環境局／湯梨浜町：町民課／民：周辺住民等）

年間を通して人の五感による東郷池の水質・環境をモニタリングする「東郷池湖沼環境モニター」を県民参加型で実施し、東郷池の観察を通して五感から得られる情報を基に池の環境状態を評価する感覚指標を新たに導入します。これにより、地域住民の方々にも分かりやすく東郷池の水環境の状態をお知らせし、より多くの方々に積極的に関心を持って頂けるよう取り組みます。

### (2) 環境学習の推進（鳥取県：水・大気環境課、環境立県推進課、衛生環境研究所／民：東

郷池メダカの会）

- ・幅広い世代で環境教育・学習が積極的に実施されるよう、鳥取県環境教育等行動計画に基づき環境教育を推進します。
- ・「とっとり環境教育・学習アドバイザー制度」により、学校、自治会など各種団体の環境学習を支援します。また、こどもエコクラブと連携して、子ども達の環境学習を推進します。
- ・東郷池の池上での観察会をはじめとする体験学習を通した環境教育を実施します。
- ・東郷池の自然環境の保全に関する学習を行う環境保全団体等を支援します。

### (3) 情報発信（鳥取県各機関／湯梨浜町各機関）

地域住民の環境保全意識の醸成や利活用を促すため、ホームページ、各種広報物等を活用した情報発信に努めます。

### (4) 環境保全活動等への支援（鳥取県：水・大気環境課、環境立県推進課／湯梨浜町：

町民課／民：周辺住民等）

- ・東郷池を守り育てるアダプトプログラム、東郷池一斉清掃などの清掃活動に官民一体となって取り組むことにより、地域住民等の東郷池への愛着を深めるとともに、水質浄化意識の醸成を図ります。
- ・県民との協働による湖沼の自然環境の保全及び賢明な利用を推進するための補助制度である「みんなで守る湖沼の自然環境保全推進事業補助金」を効果的に活用し、自然環境の保全、水辺環境の創造、環境問題に関する普及啓発などの推進に資する活動を実施する地域住民団体等を支援します。
- ・地域住民の積極的な環境保全活動の推進を目的として、先進的な環境保全の取組を行うNPO、ボランティア団体、企業などの団体に対して活動経費等を支援します。

## 「おいしいとっとり3010食べきり運動」について

平成28年12月15日  
循環型社会推進課

可燃ごみの約2割を占める「食品ロス」の削減活動の一環として、宴席での食べ残しを減らすことを目的に、本年から「おいしいとっとり3010（さんまるいちまる）食べきり運動」に取り組むこととしたので、その実施状況を報告する。

### 1 運動の概要

#### (1) 「3010食べきり運動」の内容

宴会の幹事役をはじめ参加者に次の声かけ、行動の実践を求める。

- ・参加者に合わせた料理を適量注文すること。
- ・宴会開始後30分間（目安）は、できたての料理をおいしく食べること。
- ・大皿料理や食べきれない料理は皆で分け合うこと。
- ・宴会終了10分前以降は、席に着いて料理を残すことなく食べること。

#### (2) 働きかけ活動

##### ①宴会開催者への働きかけ

県と運動賛同団体連名による要請文書にチラシ・ポスターを添えて、次の企業、団体に協力を要請中。

##### <働きかけ先>

鳥取県商工会議所連合会

鳥取県商工会連合会

鳥取県中小企業団体中央会

従業員500人以上の企業 等



※鳥取県商工会議所連合会には、12月6日に生活環境部長、鳥取県連合婦人会長及び鳥取市消費者団体連絡協議会長等から要請文書を手交し、協力を要請した。

##### <運動賛同団体>

県内19市町村、鳥取県連合婦人会、とっとり県消費者の会、鳥取市消費者団体連絡協議会、鳥取市連合婦人会、倉吉市食生活改善推進員連絡協議会、北栄町女性団体連絡協議会

##### ②飲食店等への働きかけ

とっとり食べきり協力店（※）のほか、鳥取県飲食生活衛生同業組合、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合、鳥取県温泉旅館組合に対して、ポスター及び卓上ポップの掲示を依頼中。

※小盛りメニューの導入など、「食品ロス」を減らす取組を実践する飲食店等として県に登録した店。

1月末時点の登録数は59店舗。

#### (3) 活動期間

12月から来年1月末までの2月間

### 2 今後の取組予定等

- ・このたびの運動は、冬シーズンの忘新年会をターゲットに実施したが、今後3月から4月にかけての歓送迎会にターゲットを絞った運動も行い、宴会シーズンごとに継続して実施する。
- ・「食品ロス」の更なる削減に向け、幼児を対象とした新たな普及啓発、食べきり協力店の対象拡大などにより、家庭、地域、事業者など県民が一体となった更なる活動の展開を平成29年度当初予算で検討中である。

# 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画のセンター理事会承認及び条例手続の開始について

平成28年12月15日  
循環型社会推進課

この度、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から、センター理事会の承認を経て、淀江産業廃棄物管理型最終処分場に係る事業計画書が提出されたことを受け、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」(以下「手続条例」という。)に基づく手続を開始したので報告する。

## 1 センター理事会の開催

- (1) 日 時 平成28年11月29日(火)午後1時30分から午後3時50分まで  
(2) 場 所 鳥取市福祉文化会館 3階 第1会議室  
(3) 傍聴者 17名  
(4) 概 要

センター事務局が地元説明状況や事業計画(案)の内容等について説明したところ、各理事それぞれの立場から質問がなされ、約1時間半の質疑の後、事業計画(案)及び周知計画(案)が全会一致により原案どおり承認された。

<理事・監事からの主な質問、意見>

(事業計画の安全性に係る質問、意見)

- ・福井水源地等への影響について
- ・遮水シートの耐久性について
- ・地震への安全対策について
- ・ゲリラ豪雨への対応について

(その他の意見)

- ・米子市有地を含め地権者の同意について
- ・処分料金、事業収支の考え方について 等

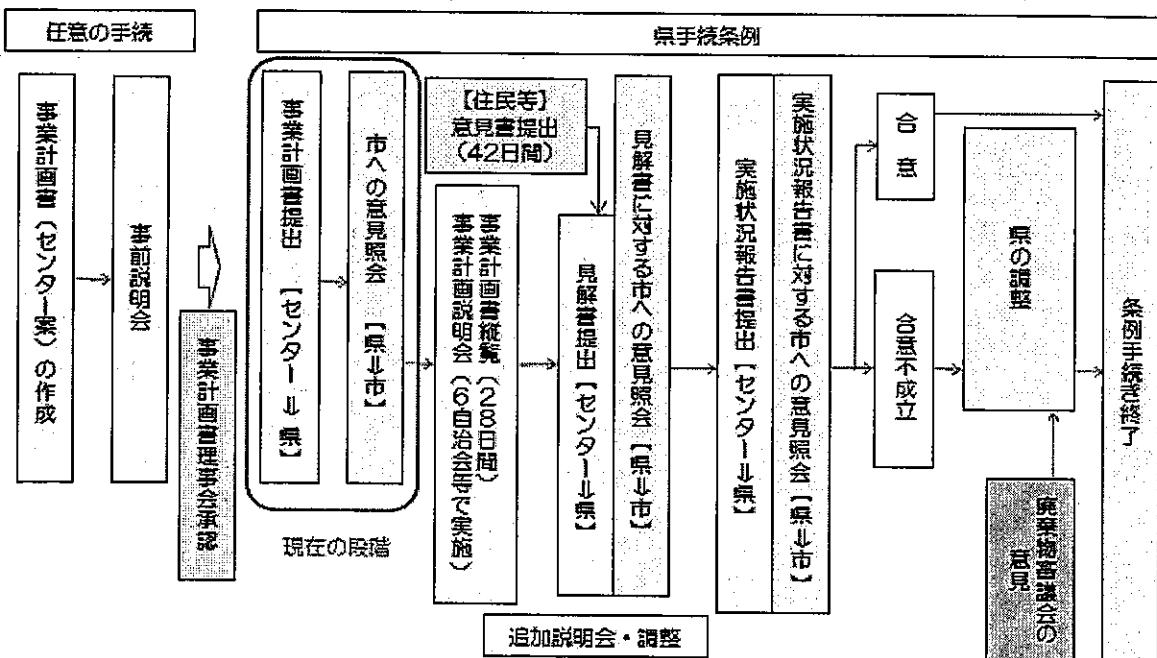
## 2 事業計画書の県への提出

11月30日(水)午前9時、センター理事長から生活環境部長に事業計画書及び周知計画書が提出され、県はこれらを受理した。

## 3 受理後の状況及び今後の予定

- 県(生活環境部)は、事業計画書等の提出を受け、12月5日付で手続条例第6条第3項の規定により周知計画書について米子市に、手続条例第8条第1項の規定により関係法令等との整合性について関係機関に意見照会中である。
- 今後、センターでは、手続条例に基づく事業計画書の縦覧、住民説明会を実施する予定。
- 県(生活環境部)は、条例に則って、提出された事業計画書について厳格な審査を行うとともに、事業計画の十分な周知が行われるよう必要に応じてセンターを指導し、センターと関係住民の相互理解を促進することとしている。

<今後の手続きの流れ(手続条例)>



# 第10次鳥取県交通安全計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

平成28年12月15日

くらしの安心推進課

本県における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「第10次鳥取県交通安全計画」（以下、「計画」という。）の策定に当たり、広く県民のご意見をお聞きするためパブリックコメントを実施することとしたので、その概要を報告する。

## 1 計画（案）の概要

### （1）根拠法令

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）

### （2）基本理念

「日本一交通事故の少ない鳥取県」を目指す

### （3）計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

### （4）計画の体系

「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」の3部構成

### （5）計画の主な重点

鳥取県支え愛交通安全条例（平成28年条例第44号）において、配意すべき事項として重点的に定めた高齢者や障がい者等に対する取組を県民一丸となって推進し、さらなる交通安全の確保を目指す。

#### ○高齢者、障がい者及び子どもの交通安全

- ・安全な通行を確保するための声かけ等それぞれの特性に応じた配慮の推進
- ・高齢者の加齢に伴う身体機能や認知機能の変化が影響する加害事故防止施策など高齢者交通安全対策の推進
- ・次代を担う子どもの安全を確保するための思いやり運転や地域住民による見守り活動の推進など

#### ○歩行者及び自転車の安全確保

- ・生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・自転車乗用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等の加入の推進

## 2 計画における数値目標

〔道路交通の安全〕（※「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」は別途資料参照）

・年間交通事故死者数 20人以下（可能な限りゼロに近づける）

・年間交通事故死傷者数 950人以下

## 3 パブリックコメントの実施

### ○募集期間

平成28年12月16日（金）から平成29年1月10日（火）までを予定

### ○応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁、各総合事務所、県立図書館、市町村窓口等に設置）

### ○特に求める意見

交通安全を確保するために講じる施策、交通安全教育の推進に関する意見

## 4 制定に向けたスケジュール（案）

H28.12月	パブリックコメントの実施（12/16～1/10）
H29.1月	鳥取県交通安全対策会議による審議
H29.2月	計画の策定及び公表

### <参考>

過去の計画における目標と達成状況

【年間死者数】

次別	期間	鳥取県		国	
		目標	結果	目標	結果
第7次	H13～H17	50人以下	13年 61人 14年 79人 15年 61人 16年 51人 17年 45人	8,466人以下 ※基本法施行以降最低であった534の8,466人以下	13年 8,757人 14年 8,396人 15年 7,769人 16年 7,425人 17年 6,927人
			18年 39人 19年 34人 20年 30人 21年 37人 22年 42人	5,500人以下	18年 6,403人 19年 5,782人 20年 5,197人 21年 4,968人 22年 4,922人
			23年 26人 24年 30人 25年 25人 26年 34人 27年 38人	3,000人以下	23年 4,663人 24年 4,411人 25年 4,373人 26年 4,113人 27年 4,117人
第10次	H28～H32			2,500人以下	

【年間死傷者数】

次別	期間	鳥取県		国	
		目標	結果	目標	結果
第7次	H13～H17		13年 4,213人 14年 4,130人 15年 3,983人 16年 4,043人 17年 3,950人	可能な限り減少させる。	16年 1,191,041人 17年 1,164,042人
			18年 3,737人 19年 3,270人 20年 2,763人 21年 2,476人 22年 2,315人	100万人以下	18年 1,104,969人 19年 1,040,435人 20年 950,900人 21年 916,183人 22年 901,216人
			23年 2,102人 24年 1,688人 25年 1,644人 26年 1,430人 27年 1,288人	70万人以下	23年 859,273人 24年 829,807人 25年 785,867人 26年 715,487人 27年 669,243人
第10次	H28～H32			50万人以下	

※下線付きは目標達成年を表す

# 第10次鳥取県交通安全計画(案)

についてご意見をお寄せください

鳥取県では、「日本一交通事故の少ない鳥取県」の実現を目指していくに当たり、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づく交通安全計画を策定します。

このたび、計画(案)をとりまとめましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

## 計画(案)の概要

### 【計画期間(平成28年度から平成32年度までの5年間)における数値目標】

計画は「道路交通の安全」「鉄道交通の安全」「踏切道における交通の安全」の3部構成とし、それぞれの数値目標を次のとおり設定します。

#### ① 道路交通の安全

○年間交通事故死者数 20人以下を目指します。(可能な限りゼロに近づける)

○年間交通事故死傷者数 950人以下を目指します。

#### ② 鉄道交通の安全

○乗客の死者数ゼロを目指します。

○運転事故全体の死者数の減少を目指します。

#### ③ 踏切道における交通の安全

○計画期間中(5年間)の事故件数ゼロを目指します。

## 講じようとする施策

道路交通の安全	○道路交通環境の整備	○交通安全思想の普及
	○安全運転の確保	○高齢者の交通安全対策
	○自転車の交通安全対策	○車両の安全性の確保
	○道路交通秩序の維持	○救助・救急活動の充実
	○被害者支援の充実と推進	○事故原因の調査研究の推進
鉄道交通の安全	○鉄道交通環境の整備	○安全に関する知識の普及
	○車両の安全性の確保	○安全な運行の確保
	○救助・救急活動の充実	○被害者支援の推進
踏切道における交通の安全	○事故原因の究明と再発防止対策	
	○踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	
	○踏切保安施設の整備・交通規制の実施	○踏切道の統廃合促進
踏切道における交通の安全	○踏切道の交通の安全と円滑を図るための措置	

\* 別紙「第10次鳥取県交通安全計画の概要」をご覧ください。

- ・県庁くらしの安心局くらしの安心推進課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。  
ホームページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/259042.htm>
- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### 応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

### 結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

#### 《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

郵 送：〒680-8570 (所在地記載不要)

電 話：0857-26-7159

ファクシミリ：0857-26-8171

電子メール：kurashi@pref.tottori.jp

# 【「第10次鳥取県交通安全計画(案)」に対する意見応募用紙】

《応募先》 鳥取県庁 くらしの安心局くらしの安心推進課

〒680-8570 (所在地記載不要)

ファクシミリ: 0857-26-8171 電子メール: kurashi@pref.tottori.jp

## 【特にご意見をいただきたい内容】

- 交通安全を確保するために講じる施策、交通安全教育の推進に関する意見

## 【意見記載欄】

※ご意見は、交通安全計画（案）のどの部分に対するものかをわかる範囲で明記してください。

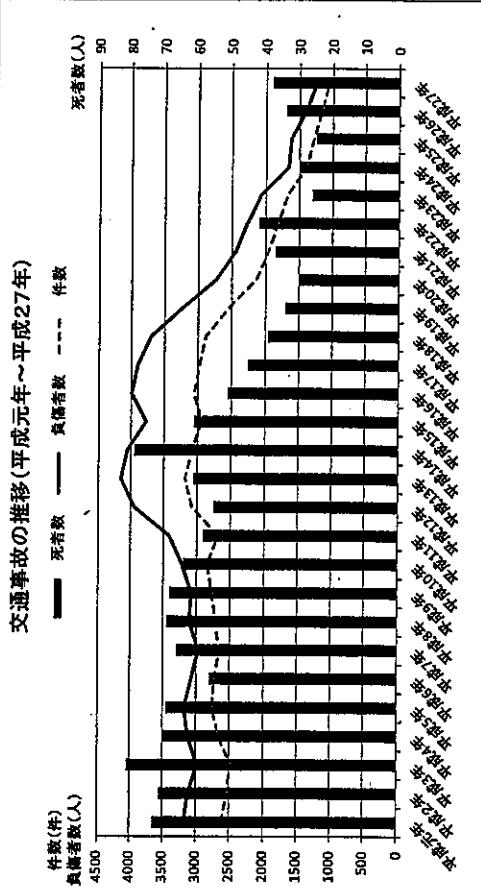
ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上		
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		

# 第10次鳥取県交通安全計画の概要

## 【鳥取県の交通事故の推移と取り組むべき課題】



年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
乗生者数	2878	2559	2138	1952	1812	1668	1389	1280	1168	1053
負傷者数	3698	3236	2733	2439	2273	2076	1658	1619	1396	1250
死者数	39	34	30	37	42	28	30	25	34	38

### ○交通事故死者数の推移

・交通事故による死者数は、昭和46年の134人をピークに、以後減少に向かい、昭和63年には50人とピーク時の半減以下となりました。

・平成に入り再び増勢に転じ、平成3年に死者数が81人に達しましたが、翌年から再び減少傾向に転じ、平成25年には昭和27年以降で最少の25人まで減少し、第9次鳥取県交通安全計画に掲げた「平成27年までに年間死者数を25人以下とする」を達成しました。

・しかし、平成26年から再び増加に転じ、平成27年と2年連続で増加するなど、減少傾向にある全国の状況と傾向が異なっています。

### ○交通事故の発生件数及び負傷者数の推移

・交通事故の発生件数・負傷者数は、昭和46年の4,706件、6,323人をピークに、以後減少に向かい、平成3年には発生件数2,477件、負傷者数2,980人とピーク時の半減以下となりました。

・その後、増減を繰り返しながら、近年は平成17年以降連続して減少を続けており、平成27年には発生件数1,053件、負傷者数1,250人となり、第9次鳥取県交通安全計画に掲げた「平成27年までに交通事故死者数1,700人以下とする」を平成24年から4年連続で達成しました。

### ○平成27年中の交通事故発生特徴

・全死者に占める高齢者割合が約半数と高く、又、その半数を歩行者が占めています。

・全体的な発生件数が減少する中、高齢運転者が第1当事者となる交通事故の件数は横ばい状態を続けており、高齢者交通事故の割合が年々増加傾向にあります。

・子どもが被害にあう交通事故で亡くなりました。

・自転車事故の発生件数・負傷者数も減少傾向にありますが、死者数は増減を繰り返しています。

・悪質かつ危険な飲酒運転による交通事故が依然として発生しており、根絶に至っていません。

## 【第10次鳥取県交通安全計画（案）の概要】

### ◎計画の基本理念

行政、警察をはじめ、企業・団体、県民など多様な主体が総合的かつ計画的に交通安全対策を推進し、「日本一交通事故の少ない鳥取県」を目指します。

### ◎計画の性格

県内の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱で、市町村交通安全計画の指針となります。

### ◎計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

計画における数値目標	
道路交通事故の安全	鉄道交通安全
・年間交通事故死者数 20人以下（可能な限りゼロを目指す）	・乗客の死傷者ゼロ
・年間交通事故死者数 950人以下	・運転事故の死者数減少

### ◎「日本一交通事故の少ない鳥取県」の実現に向けた対策

#### ○「鳥取県交通安全条例」に基づく県民一丸となった取組の推進

県民一人ひとりが人命尊重を最優先とした交通事故を起こさない風土づくり・環境づくりに取り組んでいくため、交通事故の被害にあいややすく、交通安全の確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者の配慮事項を重点化した鳥取県交通安全条例（平成28年条例第44号。以下「条例」という。）の取組を県民一丸となって推進し、さらなる交通安全の確保を目指します。

#### ○重点的に対応すべき事象

○重点的に対応すべき事象を基本としながら、本県で発生した交通事故の特徴から明らかとなつた取り組みへべき課題に的確に対処するため、次の重点的に対応すべき事象を定め、有効性が見込まれる新たな策を関係機関・団体と連携しながら総合的に推進します。

#### 1. 高齢者、障がい者及び子どもの交通安全

#### 3. 生活道路における安全確保

○講じようとする施設の体系

道	路	鉄	交	通	安	全	保	保	保	保
道	路	道	交	通	安	全	全	全	全	全
道	路	道	交	通	安	全	運	運	運	運
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪

#### 2. 歩行者及び自転車の安全確保

#### 4. 飲酒運転の根絶

○講じようとする施設の体系

道	路	鉄	交	通	安	全	保	保	保	保
道	路	道	交	通	安	全	運	運	運	運
道	路	道	交	通	安	全	運	運	運	運
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪

#### ○講じようとする施設の体系

道	路	鉄	交	通	安	全	保	保	保	保
道	路	道	交	通	安	全	運	運	運	運
道	路	道	交	通	安	全	運	運	運	運
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪

#### ○講じようとする施設の体系

道	路	鉄	交	通	安	全	保	保	保	保
道	路	道	交	通	安	全	運	運	運	運
道	路	道	交	通	安	全	運	運	運	運
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪

### 【参考】交通安全計画の策定基準（法：交通安全対策基本法）

＜国交省交通安全計画（法第22条第1項）＞

中央交通安全対策会議は、交通安全計画を作成しなければならない。

＜県の交通安全計画（法第25条第1項）＞

都道府県交通安全対策会議は、交通安全計画を作成しなければならない。

⇒鳥取県交通安全対策会議（会長：知事 委員25人（国・警察・関係機関等）で構成）

